

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）（総務省関連分：公害紛争処理法の一部改正）

## 現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うための地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができる」とされている（公害審査会の委員の任期は3年）。

また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。

- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があった。

## 改正内容

- 地方公共団体からの地方分権提案及び公害審査会委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、  
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、」  
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。
- 上記改正により、  
公害審査会を置かない都道府県においては、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。
- 施行日：改正法の公布日（6月10日）

### <10次分権一括法について>

「提案募集方式（地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年度から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った。